

鶴岡市通所型サービス・活動Bの事業費補助金交付要綱

平成29年4月1日

告示第134号の2

改正 平成30年3月30日告示第86号

改正 令和2年3月31日告示第227号

改正 令和5年3月31日告示第169号

改正 令和6年3月31日告示第117号

改正 令和7年6月30日告示第388号3

改正 令和8年3月31日 告示第101号

1 目的及び交付

市長は、住民主体による通所型サービス・活動を実施し、要介護状態になることを予防するため、鶴岡市通所型サービス・活動Bの実施要綱（平成29年鶴岡市告示第134号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき事業実施団体（実施要綱第5条に規定する事業実施団体をいう。以下同じ。）が行う通所型サービス・活動Bの事業（以下「事業」という。）に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年 鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲以内で補助金を交付する。

2 補助対象経費

補助の対象となる経費は、事業実施団体が行う事業に要する経費とする。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) サービス・活動を週2日以上実施し、そのうち月1回以上は専門的な資格や知識のある者から介護予防の指導（以下「介護予防指導」という。）を受けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 重要事項説明書において定めた営業日が、祝日又はあらかじめ定めた休業日に当たる場合

イ 市長が特に認める場合

- (2) 事業実施団体の事業を利用している者に、実施要綱第3条に定める事業対象者が3名以上いること。

- (3) 1回のサービス・活動開催に当たり、5名以上の利用者がいること。

4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の額の合計額又は提供した通所型サービス・活動Bのサービス・活動の回数に6,400円を乗じて得た額及び介護予防指導の回数（年間18回を上限とする。）に8,000円を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額以内の額とする。

5 交付申請書

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 団体の会則又は規約

- (2) 従事者名簿及び従事者としての資格の写し

- (3) 事業所の位置図及び平面図・写真
- (4) 設備・備品（事業に使用する車両等の概要）の一覧表
- (5) 暴力団等に該当しない旨を証する書類
- (6) 重要事項説明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

6 概算払い

市長は、事業実施団体からの請求に基づき、補助金の概算払いをすることができる。この場合において、概算払いをすることができる回数は、一事業年度につき4回までとする。

7 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の10分の2以内の増減とする。

8 実績報告

実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

9 帳簿の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

10 その他

この告示及び実施要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鶴岡市通所型サービスBの事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行し、改正後の鶴岡市通所型サービスBの事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。